監　査　報　告　書

令和８年５月11日

学校法人　長野県理容美容学園
理　事　会　御中
（評議員会）御中

監事　竹田仁美

監事　関　守

私たちは、私立学校法第52条に基づく監査報告を行うため、学校法人長野県理容美容学園寄附行為第28条の規程に従い、同学園の令和７年度（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）における学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以　上